

東海市告示第 89 号

令和 7 年度東海市三世代同居等住宅補助金（省エネ改修に対するものを除く。）交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

東海市長 花 田 勝 重

令和 7 年度東海市三世代同居等住宅補助金（省エネ改修に対するものを除く。）交付要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は、新築、増築又は購入をした住宅において三世代同居又は三世代近居をする者に対し、補助金を交付することにより、子育ての負担軽減及び地域コミュニティの維持を図ることで安心して住み続けられる住環境を確保することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子世帯 子又はその配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）を世帯構成員とし、かつ、当該世帯構成員に義務教育終了前の子を有する世帯をいう。
- (2) 親世帯 子世帯に属する者の父母又は祖父母を世帯構成員とする世帯
- (3) 三世代同居 子世帯及び親世帯が同一の敷地（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 1 条第 1 項第 1 号に規定する敷地をいう。以下同じ。）内における居住（以下「同居」という。）（長屋及び共同住宅における居住を除く。）することをいう。
- (4) 三世代近居 子世帯及び親世帯が市内において居住（三世代同居を除く。）することをいう。

- (5) 住宅 一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積の合計が延べ床面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。
- (6) ZEH水準 日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号。以下「表示基準」という。）に定める断熱等性能等級5（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。）及び一次エネルギー消費量等級6の基準を満たす省エネルギー性能の水準をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 子世帯に属する者であること。
- (2) 当該者の属する世帯とその親世帯のいずれかが補助対象住宅（次条に規定する補助対象住宅をいう。以下この条において同じ。）の新築、増築（延べ面積30平方メートル以上のものに限る。）又は購入（以下「新築等」という。）に係る工事請負契約又は売買契約を締結した日の前日において市内に居住していること。
- (3) 第7条の規定による申請の日において新築等をした補助対象住宅において三世代同居又は三世代近居をしていること。
- (4) 補助対象住宅が存する地区の町内会又は自治会に加入していること。（当該地区に町内会又は自治会が存在しない場合にあっては、当該地区の町内会又は自治会の発足後にこれに加入する意思があること。）
- (5) 子世帯に属する者が市税を滞納していないこと。
- (6) 子世帯及び親世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (7) この要綱に基づく補助金の交付又は令和7年度東海市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金交付要綱（令和7年東海市告示第76号）に基づく補助金の交付の対象となる経費のうち、次に掲げる設備の種類のいずれかに該当する補助金の交付を受けていないこと。

ア 家庭用燃料電池システム（当該設備を設置する住宅に係る一次エネルギー消費性能（BEI値）について家庭用燃料電池システムに係る計算を反映させな

い場合の数値が0.65を超えるものに限る。)

イ 高性能外皮等

- (8) 三世代同居をする者で、補助対象住宅の購入等に係る工事請負契約又は売買契約を締結した日の前日において親世帯が居住する持ち家が市内にあり、かつ、当該持ち家で三世代同居しないものにあつては、当該持ち家についての処分等に係る契約等を締結していること。

(補助対象住宅)

第4条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する住宅とする。

- (1) 第7条の規定による申請の日において、当該住宅の新築等に係る売買契約を締結した日又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項又は同法第7条の2第5項に規定する検査済証の発行日から1年を経過するものでないこと。

- (2) ZEH水準を満たし、又は次に掲げるいずれかの認定等を受けているものであること。ただし、増築した住宅においては、当該増築した部分が該当していること。

ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項の規定による認定

イ 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項の規定による認定

ウ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第35条第1項の規定による認定

- (3) 住戸専用（専有）面積が第7条の規定による申請の日における世帯人数に応じた最低居住面積水準（住生活基本法（平成18年法律第61号）に基づき策定された住生活基本計画（全国計画）において定められている最低居住面積水準をいう。）以上のものであること。

- (4) 地震に対する安全性が、次のいずれかにより確認できること。

ア 昭和56年6月1日以降に着工された住宅

イ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に定める耐震診断により構造の安全性が確かめ

られる住宅

- (5) 建築基準法その他の法令に基づき適正に建築されたものであること。
- (6) 賃貸を目的とするものでないこと。
- (7) 公共事業の実施による移転等に伴う補償金の対象でないこと。
- (8) 三世代同居に係る住宅にあつては、子世帯に属する者の名義又は子世帯に属する者と親世帯に属する者との共有名義で所有権保存登記申請又は所有権移転登記申請をしたものであること。
- (9) 三世代近居に係る住宅にあつては、子世帯に属する者の名義で所有権保存登記申請又は所有権移転登記申請をしたものであること。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、新築等をした補助対象住宅においてする三世代同居又は三世代近居とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象住宅の新築等に要した費用（1, 000円未満の端数は切り捨てる。）とし、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を限度額とする。

- (1) 三世代同居をする場合 80万円
- (2) 三世代近居をする場合 30万円

2 補助金は、予算で定める額の範囲内において交付する。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、三世代同居又は三世代近居を開始後、当該三世代同居又は三世代近居を開始した日が属する年度の末日までに、補助金申請書兼完了報告書に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(補助金の額の決定及び通知)

第8条 市長は、前条の申請書兼完了報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金の額を決定し、補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第9条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を決定した後に支払うも

のとする。

- 2 申請者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金支払請求書を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の一部を返還させることができる。

- (1) この要綱又は交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の執行に関し不正の行為があったとき。
- (3) その他市長が補助金の交付を適当でないと認める事由が生じたとき。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるものの他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。